

○岩手沿岸南部広域環境組合事務局の組織に関する規則

平成 18 年 4 月 21 日
規 則 第 3 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日 規則第 1 号
平成 26 年 3 月 31 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第 2 条 条例第 1 条に規定する事務局に次の係を置く。

(1) 総務係

(係の分掌事務)

第 3 条 総務係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 儀式及び行賞に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 文書に関すること。
- (5) 条例、規則その他法規に関すること。
- (6) 職員の任免に関すること。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (8) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (9) 職員の研修に関すること。
- (10) 職員の所得税の源泉徴収及び県市民税の特別徴収その他引去り事務に関すること。
- (11) 職員の安全衛生に関すること。
- (12) 職員の健康管理及び公務災害補償に関すること。
- (13) 職員の福利厚生に関すること。
- (14) 岩手県市町村職員共済組合、岩手県市町村総合事務組合及び岩手県市町村職員健康福利機構に関すること。

- (15) 財政計画に関すること。
- (16) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (17) 一時借入金に関すること。
- (18) 事務の総合的な調整に関すること。
- (19) ごみ処理施設に関する計画の策定に関すること。
- (20) 広域ごみ処理施設の整備促進に関すること。
- (21) 広域ごみ処理施設の建設に係る用地の取得及び造成に関すること。
- (22) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に準じた事業者選定等の手続きに関すること。
- (23) 環境アセスメントの実施に関すること。
- (24) 工事の施工及び監督に関すること。
- (25) 組合債計画に関すること。
- (26) 物品の購買及び不用物品の処分に関すること。
- (27) 公有財産の管理及び取得処分に関すること。
- (28) 公有財産の登記、記録の整理保存及び統括管理に関すること。
- (29) 指名競争入札資格審査委員会に関すること。
- (30) 契約事務に関すること。
- (31) 庁用自動車の総括管理及び安全運転に関すること。
- (32) 建造物及び車輛の災害共済に関すること。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、主幹、係長及び主任を置く。

- 2 事務局に、必要に応じて主査、主事、技師その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長、事務局次長、主幹、係長、主任、主事及び技師は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する職員に相当する職員（この項において「地方自治法に規定する職員」という。）をもって充て、その他の職員は、地方自治法に規定する職員以外の職員に相当する職員をもって充てる。
- 4 第1項及び第2項の職員は、組合を構成する市町（以下「関係市町」という。）からの派遣職員又は併任職員をもって充てることができる。ただし、その場合は、関係市町と協議するものとする。

(事務局長の職務)

第5条 事務局長は、管理者の指揮監督を受け、管理者を補佐するとともに、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

(事務局次長の職務)

第6条 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、又は部下の職員を指揮監督するとともに、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

(主幹の職務)

第7条 主幹は、事務局次長を補佐し、上司の命を受け、事務局等の企画及び調整に関する事務を分掌し、部下の職員を指揮監督するとともに、事務局次長に事故あるとき又は事務局次長が欠けたときは、その職務を代理する。

(係長の職務)

第8条 係長は、上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、係の事務を処理する。

(主任の職務)

第9条 主任は、上司の命を受け、部下職員を指導し、相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

(事務分担)

第10条 職員の事務分担は、事務局長が定める。

(幹事会)

第11条 組合業務を円滑に遂行するため幹事会を置く。

2 幹事は、関係市町の環境衛生担当課長等をもって充てる。

3 幹事会は、事務局長が招集する。

(職の扱い)

第12条 身分は、任命によって取得し、解任によって失い、他の身分への任命替えによって変更する。

2 職名は、補職によって付与され、解職又は休職によって解かれ、解任によって失う。ただし、職を解かれても身分は保有する。

3 特殊の事情により、上級の職にある職員に、その職名を保有したまま下級の職に従事させようとするときは「取扱い」を、下級の職にある職員に、その職名を保有したまま上級の職に従事させようとするときは「心得」を命じて従事させることができる。この場合には、従事させようとする職の職名は、保有しない。

(嘱託)

第 13 条 臨時又は特殊な事務又は技術に従事させるため、この規則で定める職以外の職を嘱託することができる。

- 2 前項の規定により嘱託された職員（以下「嘱託員」という。）は、その他の職員とみなし、職は保有するが身分は有しない。
- 3 嘱託員は、この規則で定める職を兼ねることができない。
- 4 嘱託員の発令は、前条第 2 項の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。